

## 住所の表示について

## 区制の施行と住所の表示

地方自治法第 252 条の 20 第 1 項では、

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」とある。

そこで、分けた区域（区）をなぜ住所の一部とするのかであるが、

「不動産登記法」（明治 32 年制定）により、すべての土地に「地番」がついおり、一般にはその土地の地番を住所としている。不動産登記法第 34 条の「土地の表記に関する登記の登記事項」には「土地の所在する市、区、郡、町、村および字」とある。

住居表示実施地区では、住居表示番号を住所としているが、その中で、住所表示の原則について以下の規定がある。

「住居表示に関する法律」第 2 条 都道府県、郡、市（特別区を含む）、区および町村の名称を冠するほか・・・。

以上から、区を設置した場合には、住所の一部として「区」を表示する必要がある。

新潟市の場合も各法律等に基づいた表示となる。

例	新潟市	1 丁目 1 番 1 号	新潟市 <u>区</u>	1 丁目 1 番 1 号
	新潟市	1 0 0 番地	新潟市 <u>区</u>	1 0 0 番地

## 町名変更

町名変更は、地方自治法第260条に規定された手続きを行うが、その流れは以下の通りである。

- (1)市議会で「町の区域および名称変更」について議決（第260条第1項）
- (2)県知事へ届出（第260条第1項）
- (3)県知事告示（第260条第2項）
- (4)町名変更実施

### 地方自治法

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。